

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

八尾市立美園小学校

《宣言》

私たち八尾市立美園小学校は、いじめを許さない教育をめざし、安全・安心で豊かな心をはぐくむ学校づくりを行います。

いじめの定義、基本的な認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

※具体的には次のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5）

1. 組織体制

（1）基本的な考え方

- ・いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心として、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行う。
- ・いじめへの対応を組織的に行うために、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録については、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(2) いじめ・不登校対策委員会の役割

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成の中核の役割を担う。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時は、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。
- ・基本方針の点検や見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCA サイクルに照らし合わせた検証等を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーの活用や関係機関との連携も図る。

2. 具体的な取組み

(1) 未然防止

① 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての児童を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・未然防止の基本として、児童が安心・安全に学校生活を送ることができる必要がある。そのため、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学級・学校づくりを行っていく。そして、児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土を作りだしていく。
- ・未然防止の取組の成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談、児童の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取組みを定期的に検討し、PDCA サイクルで取組みを継続する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価項目に位置づけ、適正に評価する。

② 未然防止のための取組み

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、普段から教職員全員の共通理解を徹底する。

- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 様々な場面でいじめの問題を話題にし、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。
- 教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、児童の自尊感情や自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。
- いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組みを推進する。
- 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養い、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- いじめについて理解を深め、児童自らがいじめを指摘できる姿勢を育成する。
- 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。
- 「発達障がいを含む、障がいのある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童」「性同一障がいや性的指向・性自認にかかわる児童」など、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 児童がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう。「脱いじめ傍観者教育」等の取組みを通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

③ 今年度の重点項目

- 学習に対する不安や、学校での居場所に関する不安、その他の不安等を抱える児童の状況を「学校生活アンケート」などで状況を把握し、家庭生活支援コーディネーター、生活指導推進部を中心に、心のケアを適切に実施できる体制を構築する。
- 「Q-Uアンケート」を実施し、児童の「友だち関係」などを踏まえた上で、日常的な児童理解に努める。また、「学校生活アンケート」や「いじめ未然防止アンケート」を定期的に実施し、その有効活用を図る。

- ・学年、学級においては、安心して発言でき、表現でき、学習できるよりよい学級・学年集団づくりを行う。（学習規律、学級目標・ルール、班・係活動、学年集会、ソーシャルスキルトレーニングなど）
- ・児童間トラブルや不道德行為などが生じた際には、事実関係を把握した上で、適時・適切な指導に努める。
- ・児童会においては、異学年交流などの楽しい学校づくりや規律ある学校づくりのための取り組みを行う。
- ・道徳教育の充実を図ることで、規範意識などの道徳性を養う。
- ・地域の人材等を活用した体験的な学習を取り入れるなど、人権教育の充実を図る。
- ・児童のよりよい人間関係づくりの機会、人間性を育む活動としての特別活動を計画的に推進する。

（２）早期発見

① 基本的な考え方

- ・いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるという事を共通認識する。
- ・外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑念を持って早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行う。
- ・暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。
- ・教育相談等で得た、児童の個人情報について、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求めていく。
- ・家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

② 早期発見のための取組み

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・相談窓口の設置や保健室の利用等、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。また、定期的に体制を点検する。
- ・定期的なアンケートや懇談を実施することで、いじめの実態把握に取り組む。
- ・保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化を把握できるようにする。
- ・学校外における電話相談窓口、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付等について広く周知する。
- ・普段から児童の様子に目を配り、交友関係や悩みをできるだけ把握する。
- ・集まったいじめに関する情報は教職員全体で共有する。
- ・いじめから子どもを守る課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知する。

③ 今年度の重点項目

- ・「Q-Uアンケート」を実施し、いじめの実態把握に努め、いじめの早期発見、早期対応に繋げる。また、様々な機会を捉えて日常的に児童観察し、児童の変化・兆候を見逃さない。
- ・気になる児童や事象については、学年間で交流し、児童理解や対応についての共通理解を図る。また、管理職や養護教諭をはじめとする教職員と連携し、対応する。
- ・児童や保護者等との信頼関係を構築することで、児童の様子の変化を早期に把握、対応する。
- ・配慮の必要な児童について、職員会議等で共通理解を図り、学校体制の中で支援する。

(3) 家庭や地域との連携

① 基本的な考え方

- ・「学校いじめ防止基本方針」等について理解を得ることや様々な機会を捉えた啓発により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・児童に対して、学校と家庭が同じ歩調で対応が出来るように、日頃から信頼関係の構築を図る。

- ・多様な大人から存在を認められること、学校以外の人間関係を築けること、多様な価値観に接すること等はいじめの早期発見やいじめられている児童の支えとなりうる。日常から学校内外で多くの大人が児童と接する機会を増やす。
- ・子どもは、家庭や学校だけで育てるのではなく地域の支えが非常に重要であることを理解して頂き、地域で子どもを見守り育てる風土の構築を訴える。

② 家庭や地域との連携についての取組み

- ・地域と組織的に連携・協同する体制の構築を推進する。
- ・地域と連携して取組みを推進する。
- ・学校通信や学年通信、学級通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行うことで、学校への理解を深める。
- ・家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。
- ・住民懇談会等において、積極的に様々な情報を発信することで、学校に対する理解を深めるとともに、学校への協力を仰ぐ。
- ・地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。
- ・校外での児童の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。

③ 今年度の重点項目

- ・教育相談の場として、日常的な家庭訪問や定期的な個人懇談を位置づける。児童の気になる言動や頑張りについては、家庭訪問や電話連絡などを通じて家庭との情報交換に努める。
- ・児童をはじめとして学級・学年・学校の様子について、学年通信、学級通信、学校通信、HPなどを通じて情報発信に努める。
- ・教職員が地域行事に参加するとともに、地域の方々が学校の教育活動に参加するなど、学校と地域の相互交流に努める。
- ・年度当初の家庭訪問やPTA総会、学校通信などを通じて、学校のいじめ防止についての取組み姿勢を家庭に啓発し、理解・協力を図る。
- ・美園地区福祉委員会と連携することで、学校のいじめ防止についての取組みなどについて理解を図り、協力体制を構築する。
- ・学校評議員会を活用し、学校のいじめ防止についての取組みなどについて意見交流する。

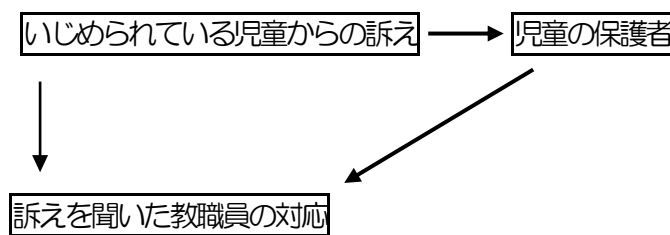
3. 事象が発生した場合の考え方・対応

(1) 基本的な考え方

- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。
- ・被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたる。
- ・教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたる。また、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。
- ・教育委員会へ報告し、連携して対応にあたる。また、必要に応じて支援を要請する。

(2) 対応について

① いじめの発見・通報を受けたときの対応のポイント



- ・決して一人で抱え込むことなく、管理職に報告し、組織的に対応にあたる。
- ・当該児童の話を十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。その際、児童の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。

校長の対応

- ・校内緊急体制の構築（いじめ・不登校対策委員会）
- ・具体的な対応方針を全教職員に示す。
- ・指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
- ・事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。
- ・教育委員会への報告・支援要請

- ・把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議連携を行なう。
また、児童の状況により大阪府教育庁に対して「緊急支援チーム」の派遣等の支援を要請する。
- ・関係機関への支援要請
- ・児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生起した場合、子ども家庭センター（児童相談所）、警察等の関係機関との連携を図る。
- ・保護者への連携を図る。
- ・初期対応では、事実関係の把握に努め、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応を行う。

② いじめを受けている児童への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさらに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長したりすることになる。教職員は、児童の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童を見守り、児童の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。

③ 加害の児童への対応

- ・いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた児童の気持ちに共感しながら、加害の児童の行動の変容につなげる。
- ・加害の児童の背景に迫り、その立ち直りを支援する。
- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童の訴えの事実在即して事実確認をするとともに、対応策を考える。

④ 「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応

- ・はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害の者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。

- ・これらの児童へも、必要に応じて学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。

⑤ 保護者への対応

ア) 被害の児童の保護者への対応

- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応することも大切である。
- ・事実確認はできるだけ迅速に行うことが重要である。それが、児童や保護者の訴えに誠実に対応する学校の姿勢を示すことにつながる。
- ・今後の対応については、被害の児童に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示すとともに、「できないこと」も説明することが重要である。

イ) 加害の児童の保護者への対応

- ・加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根拠とした支援の視点での対応をする。
- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応することも大切である。
- ・聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

⑥ 情報提供

- ・いじめの対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童を支える体制をつくることが大切である。

⑦ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行為者を特定し削除するように指導する等の措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、削除前に当該書き込み等の状況を保存する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、他の事情を勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為によって心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を負う。
- ・学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

4. 重大事態への対処について

【重大事態】＊いじめ防止対策推進法第28条より

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）

③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

※重大事態と考えられる事案が発生した際には、「八尾市いじめ防止基本方針」に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。